

Title	評価規約の規定要因：米山学説 (6)
Sub Title	Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Yoneyama theory (6)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2021
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.64, No.4 (2021. 10) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	<p>前号では、計算方式の属性の側面、および計算方式の計算目的の側面から、配分・評価分類の問題点を検討したので、今号では、評価カテゴリーが分離・独立化した理由を俎上に載せることにする。すなわち、いわゆる取得原価主義会計論においては、配分カテゴリーしか存在しなかったのに、現代会計理論は、売買目的有価証券の時価評価を認めるべく、評価カテゴリーを独立化したのであった。したがって、その根拠が問われなければならない。この点については、一般的には、信頼性と目的適合性とのトレード・オフ関係を大前提にして、今日、社会の関心が、信頼性重視から目的適合性重視へと移ったことに、その原因が求められているようである。米山学説も、そのような理解にたっているようである。しかし、問題は、そうした理解の妥当性であり、筆者は、その点に疑念を覚えている。そうした視点から、評価カテゴリーの独立化の根拠を検討する。</p> <p>ところで、米山学説は、配分と「配分と融合した評価」という分類を形成した段階で、評価手続につき、「配分の手続(期間損益の意味を重視した測定操作)と対立するものではなく、むしろ場合によっては、配分手続の一形態と位置づけられることとなる」(米山[2003]209ページ)と述べている。このように、評価手続が、配分手続の一形態ともなると、評価手続と配分手続との共通性および相違性が審らかにされなければならない。</p> <p>しかし、この点については、まったく言及されていないが、この点は、会計の全体像を描くうえで、きわめて重要な問題である。そこで、ここでは、補論において、私見を展開することとした。ただし、私見では、割引債等の金銭債権は、機械・製品等の配分資産ではなく、売買目的有価証券等の評価資産に帰属している。したがって、ここでは、機械・製品等と割引債等および売買目的有価証券との二項対立を前提にして議論を展開する。</p> <p>その場合、その二項対立には、共に、全体損益額の配分ではあるにしても、機械・製品等は、費用と収益との差額をもって損益額とする二面的損益計算形態、他方の割引債等および売買目的有価証券は、期末ストック額と期首ストック額との差額をもって損益額とする一面的損益計算形態という相違点が存在するのである。他方、二面的損益計算形態における費用と、一面的損益計算形態における期首ストック額とは投下資本額を、他方、二面的損益計算形態における収益と、一面的損益計算形態における期末ストック額とは回収資本額を意味している。したがって、その形態は異なっているにしても、機械・製品等と割引債等・売買目的有価証券とは、共に、投下資本回収計算という共通の性格を具えていると言ってよいと筆者は考えている。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20211000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

評価規約の規定要因

—— 米山学説（6） ——

笠井昭次

<要約>

前号では、計算方式の属性の側面、および計算方式の計算目的の側面から、配分・評価分類の問題点を検討したので、今号では、評価カテゴリーが分離・独立化した理由を組上に載せることにする。すなわち、いわゆる取得原価主義会計論においては、配分カテゴリーしか存在しなかったのに、現代会計理論は、売買目的有価証券の時価評価を認めるべく、評価カテゴリーを独立化したのであった。したがって、その根拠が問われなければならない。この点については、一般的には、信頼性と目的適合性とのトレード・オフ関係を大前提にして、今日、社会の関心が、信頼性重視から目的適合性重視へと移ったことに、その原因が求められているようである。米山学説も、そのような理解にたっているようである。しかし、問題は、そうした理解の妥当性であり、筆者は、その点に疑念を覚えている。そうした視点から、評価カテゴリーの独立化の根拠を検討する。

ところで、米山学説は、配分と「配分と融合した評価」という分類を形成した段階で、評価手続につき、「配分の手続（期間損益の意味を重視した測定操作）と対立するものではなく、むしろ場合によっては、配分手続の一形態と位置づけられることとなる」（米山 [2003] 209ページ）と述べている。このように、評価手続が、配分手続の一形態ともなると、評価手続と配分手続との共通性および相違性が審らかにされなければならない。

しかし、この点については、まったく言及されていないが、この点は、会計の全体像を描くうえで、きわめて重要な問題である。そこで、ここでは、補論において、私見を展開することとしたい。ただし、私見では、割引債等の金銭債権は、機械・製品等の配分資産ではなく、売買目的有価証券等の評価資産に帰属している。したがって、ここでは、機械・製品等と割引債等および売買目的有価証券との二項対立を前提にして議論を展開する。

その場合、その二項対立には、共に、全体損益額の配分ではあるにしても、機械・製品等は、費用と収益との差額をもって損益額とする二面的損益計算形態、他方の割引債等および売買目的有価証券は、期末ストック額と期首ストック額との差額をもって損益額とする一面的損益計算形態という相違点が存在するのである。他方、二面的損益計算形態における費用と、一面的損益計算形態における期首ストック額とは投下資本額を、他方、二面的損益計算形態における収益と、一面的損益計算形態における期末ストック額とは回収資本額を意味している。したがって、その形態は異なっているにしても、機械・製品等と割引債等・売買目的有価証券とは、共に、投下資本回収計算という共通の性格を具えていると言ってよいと筆者は考えている。

<キーワード>

信頼性, 目的適合性, ある会計, あるはずの会計, あるべき会計, 配当可能利益, 課税所得, 企業価値評価, 利益情報

(3) 評価概念が独立化した根拠

我が国においては、『金融商品に係る会計基準』(1999年)により, 売買目的有価証券は, 時価で評価されることになった。それまでは, この売買目的有価証券にしても, 取得原価で評価され, 実現主義により売却時に損益が認識されることになっていた。配分概念の一項目とみなされていたのである。しかるに, 時価で評価され, その時価差額が損益として認識されることになったいじょう, そのかぎりでは, 配分概念によっては説明できない。ここに, 配分概念に加えて, 新たに, 評価という概念が, 形成されなければならなくなったわけである。

かくして, 会計理論においても, 配分・評価という分類(米山学説によれば, 正確には, 配分・「配分と融合した評価」分類と言うべきなのであろうが, ここでは, 便宜, 配分・評価分類という用語を用いることにする)が, 必要になったのである。そこで, 問われなければならないのは, この評価概念が, 配分概念から分離独立した理論的根拠であるが, この点について, 米山学説は, ①各国の基準設定主体が, 評価手続の必要性を明示したこと, ②ストック評価額の見積もり数値の信頼性が向上したこと, そして③世間の関心が, 信頼性重視から目的適合性重視へと変化したことの3点を挙げている。そこで, その点に関する筆者の疑問を, 順次検討することとしたい。

(i) 基準設定主体の是認を巡って

まず第1の理由であるが, FASB等の基準設定主体が, 今日, 時価評価にかかわる評価カテゴリーを是認していることは, 確かであるが, しかし, そのことをもって, 会計理論レベルでも, 一も二もなく, その導入を正当化してしまってもよいのであろうか。事実, このⅢで取上げた, (製品等および割引債を含むものとしての)配分概念と(売買目的有価証券にかかわる)評価概念との二項対立にしても, 理論的にみるかぎり, けっして妥当とは言えない。したがって, 是正されるべき余地が残されているのである。基準設定主体から公表される諸ルールにしても, 人間の営為の所産であるいじょう, 誤りが無いとは言えない。さらに, 諸ルールが適用される実践というのは, 経済性に支配されている世界であるだけに, 必ずしも理念的に妥当な処理方法が採用されるとは限らない。したがって, 会計理論としては, 基準設定主体が是認したからと言って, それを, そのまま正当化してはならないというのが筆者の考えである。

そのように考えれば, 米山学説の主張するように, 「評価の手続に依拠した測定操作が広く採用されつつある」(米山[2003]211ページ)という変化の要因のひとつが, 「米国FASBをはじめとする各国の基準設定主体が, 計画的・規則的な配分手続を補完するものとして, 評価の手続の必要性を明示したこと」(米山[2003]211ページ)求められるとしても, そのこと自体によって, 評価カテゴリーの理論的妥当性が論証された, とは言えないのではないだろうか。

(ii) スtock評価額の数値の信頼性の向上を巡って

次に、第2の、Stock評価額の数値の信頼性が向上したという点であるが、会計は、ひとつの測定機構であるから、対象に数値を割当ててるプロセスが不可欠である。したがって、Stock評価額の数値の向上は、会計の認識対象の拡大に通底しており、一般論としては、会計に重要な影響を及ぼすと言ってよいであろう。しかしながら、ここで問題になっているのは、時価評価を許容する評価カテゴリーの分離独立化の根拠であるが、そのことに、そうしたStock評価額の数値の信頼性の向上が、本当に関与しているのであろうか。ここでは、評価カテゴリーの時価評価問題の中心に位置する売買目的有価証券の事例によって、この点を考えることにしよう。

我が国においては、売買目的有価証券は、前述のように、『金融商品に係る会計基準』（1999年）により、時価で評価されることになったが（時価評価されることになった現行会計実践を、以下では、新実践と言う）、それ以前は、製品・商品等と同じく、取得原価で評価され、いわゆる売却時に、売却損益が計上されたのであった（こうした処理が行なわれたかつての実践を、以下では、旧実践と言う）。

問題は、旧実践における取得原価評価から、新実践における時価評価への変化について、数値の信頼性が、どうかかわっているかという点である。旧実践においても、時価評価することは、売買目的有価証券に市場性があるかぎり可能であったが、旧実践においては、その時価ではなく、取得原価で評価されたのであった。しかるに、新実践では、その同じ時価で評価されることになったのである。しかしながら、旧実践における時価と新実践における時価とに、数値の信頼性の点で変化があったとは思われない。そうであれば、こと売買目的有価証券に関するかぎり、Stock評価額の数値の信頼性の向上によって、時価評価が導入され、評価カテゴリーの分離独立化がなされたとは考え難いように思われるのである。

(iii) 信頼性重視から目的適合性重視への関心の変化を巡って

最後に、世間の関心が、信頼性重視から目的適合性重視に変化した、という根拠を検討しよう。この点については、米山学説は、目的適合性が重視される利益情報の利用目的と、信頼性が重視される利益情報の利用目的との相違にふれたうえで、次のように述べている（米山 [2003] 213ページ）。

財務諸表の目的、なかでも何が主たる目的であって、何が副次的目的なのかについての議論が進むにつれ、今日では、信頼性との対比でバリュー・レリバンスのほうを重視する考え方が有力となりつつある。こうした変化も、信頼性の欠如が妨げとなってきた評価手続の採択を背後で支えていると考えられる。

以上のように、米山学説では、会計情報の特性としての信頼性とバリュー・レリバンス（以下では、目的適合性という用語を用いる）とのトレード・オフ関係を前提にして、目的適合性重視の考え方が有力化することによって、評価手続（時価評価）が会計に導入されるに至ったと理解さ

れているようである。そして、こうした見解が、一般に支持されているようである。

しかしながら、こうした主張については、筆者の視点からは、問題がないわけではない。そこで論ずべきことは多いが、ここでは、根本的な論点に絞って、筆者の疑問を、3点ほど検討しておこう。

(iii-1) 会計理論の意義

まず第1は、現在は仮に目的適合性重視が有力であるとしても、もし将来、再び信頼性重視が有力になったとすると、売買目的有価証券にしても、評価手続（時価評価）の適用が撤回され、再び配分手続（取得原価評価）に戻らなければならないのであろうか。そして、会計理論にしても、その変更をひたすら正当化しなければならないのであろうか。そのように、目的適合性重視と信頼性重視とのいずれが有力なのかによって、評価規約が変わるとなると、そして、会計理論にしても、それに追随しなければならないとすると、言うところの理論的根拠にしても、きわめて曖昧模糊としたものになってしまうのであろう。会計理論は、はたして、そのように、制度的規定の妥当性を大前提にして、それを正当化するだけでよいのであろうか。

この点、説明理論としての会計理論というのは、本来的に、制度（実践）批判を含んでおり、現行会計を是正する機能を保持していると筆者は考えている。すなわち、制度に規定された会計実践をいま「ある会計」とよべば、そのある会計における諸規約は、種々の利害を調整した妥協の所産であるから、必ずしも、理論的に妥当なものであるとは限らない。さらには、実践というのは経済性に支配されているので、正則法ではなく簡便法が採用されることもある。したがって、ある会計というのは、非妥当な処理規約あるいは簡便な処理規約を含んでおり、けっして、秩序的な存在ではない。それに対して、ある会計の基底に存する計算目的を念頭におきながら、そのもとに首尾一貫した秩序的な体系を構想するのが、説明理論なのである。この秩序的な処理規約の集合を「あるはずの会計」とよべば、説明理論の役割というのは、このあるはずの会計を描くことに他ならない。したがって、説明理論には、ある会計をあるはずの会計へと嚮導する機能が内在しているはずなのである。

しかし、こうした嚮導する機能というのは、けっして規範的なものではない。ここに言う規範とは、一定の価値判断のもとに、ある会計の基底にある計算目的とは異なった別の計算目的を措定することを含意している。こうした別の計算目的のもとに構想された処理規約の集合を「あるべき会計」とよべば、このあるべき会計を対象にするのが、規範理論に他ならない。

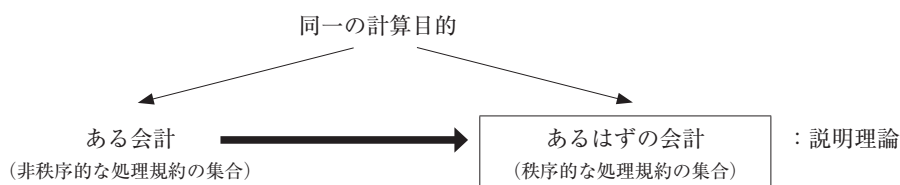
以上を纏めれば、図表25のようになろう。

説明理論としての会計理論の構造を（イ）のように理解するならば、説明理論というのは、けっして、目的適合性重視か信頼性重視かに関する世間の動向に基づいて、それを正当化する論理を探求するものではない。あくまで、ある会計の基底にある計算目的に適合する妥当な処理規約の形成を念願するものなのである。

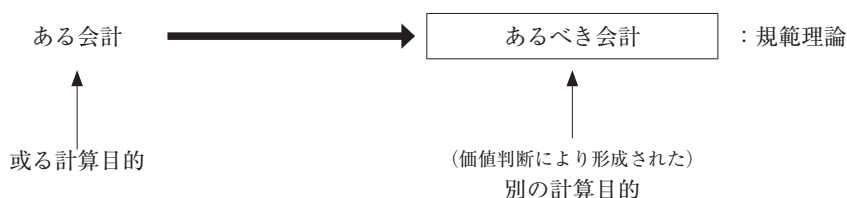
そうした意味において、米山学説の主張は、筆者には納得し難い。

<図表25>

(イ) 説明理論の構造



(ロ) 規範理論の構造



(iii-2) 目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係

第2に、「目的適合性重視の有力化による評価手続（時価評価）の会計への導入」という考え方の前提になっている、目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係についても、問題なしとしない。この点は、評価手続（時価評価）の会計への導入に関する理論的成否に大きくかかわっているもので、ここでも、詳しく検討することとしたい。まず、この点に関する米山学説の説明を聞くことにしよう（米山 [2003] 213ページ、ただし、一重下線・二重下線・波線・点線、および傍点は笠井）。

……（前略）……第三に、会計に期待される役割の変化とともに、信頼性と会計情報のバリュー・レリバンスのいずれが重視されるのかについて、利害関係者の意識が変化してきたことも挙げられる。すなわち利益情報の利用目的として企業が将来に生み出すキャッシュフローの予測を重視した場合は、相対的にバリュー・レリバンスが重視されることとなる。これに対して、利益情報が配当限度額の計算や課税所得の計算などにも利用される事実に配慮した場合は、信頼性のほうが重視されることとなる。

財務報告の目的、なかでも何が主たる目的であって、何が副次的目的なのかについての議論が進むにつれ、今日では、信頼性との対比でバリュー・レリバンスのほうを重視する考え方が有力となりつつある。こうした変化も、信頼性の欠如が妨げとなってきた評価手続の採択を背後で支えていると考えられる。

しかし、上記の説明には、筆者には納得し難いところがあるので、ここでは、利益情報とその利用目的との関係、および利益情報の利用目的と会計情報の情報特性との関係というふたつの観点から整理することにしよう。

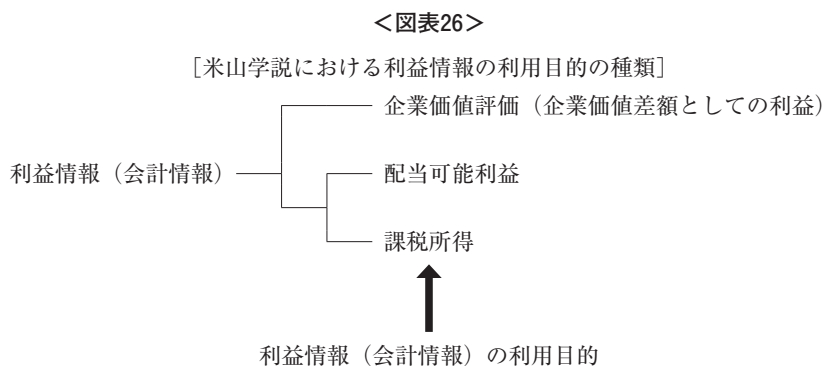
まず利益情報とその利用目的との関係であるが、利益情報の利用目的としては、一重下線にあるように、「企業が将来に生み出すキャッシュフローの予測」（議論を具体的に行うために、ここでは、その代表例として、企業価値評価ないし企業価値差額としての損益計算を想定し、以下では、この用語を用いることにする）、および、二重下線にあるように、「配当限度額の計算」（以下では、配当可能利益の算出と言う）・「課税所得の計算」が指摘されている。後者の配当可能利益・課税所得にしても、「利益情報が配当限度額の計算や課税所得の計算などに利用される事実」と表現されているところからすれば、「企業価値評価ないし企業価値差額としての損益計算」と同様に、利益情報の利用目的として位置づけられているとみてよいであろう。

以上のように、米山学説では、利益情報とその利用目的とが対比的に描かれており、そして、その後者の利益情報の利用目的としては、企業価値評価（企業価値差額としての利益）・配当可能利益・課税所得の三者が指摘されている。しかし、そのうち、会計情報と言われるべきものは、どれなのであろうか。

もし利益情報の利用目的が会計情報であるとする、企業価値評価（企業価値差額としての利益）・配当可能利益・課税所得の三者が、共に会計情報であることになり、会計情報がみつつもあることになってしまうし、そのうちの企業価値評価（企業価値差額としての利益）・課税所得は、会計情報として公表されることは、ない。そうであれば、利益情報の利用目的は、会計情報ではないということなのであろうか。

そこで、ここでは、とりあえず、利益情報が会計情報と考えておこう。そのように理解してしまつてよいのかは定かではないが、その点が定まらなると議論が先に進まない、当面、そのように考えておこう。

以上を纏めれば、次のようになる。



この図表については、まずもって、利益情報（会計情報）とその利用目的との関係が、問われなければならない。この図表によれば、企業価値評価（企業価値差額としての利益）・配当可能利益・課税所得の三者は、利益情報の利用目的となっているいじょう、利益情報（会計情報）自体のみつつの種類を意味しているのではなく、利益情報（会計情報）を何か別の目的に使うさいの、

その別の目的の種類を指しているのではないだろうか。すなわち、何か独立の役割を果たしている利益情報（会計情報）が存在していることを所与の前提にして、それを、何か別の目的に利用するために、利益情報に何らかの加工・調整を加えることによって、企業価値評価（企業価値差額としての利益）・配当可能利益・課税所得が算出される、といった論理関係が想定されているのではないだろうか。

そうした理解は、たしかに、利益情報（会計情報）と企業価値評価（企業価値差額としての利益）および課税所得との関係については、妥当するとみてよいであろう。まず前者の利益情報（会計情報）と企業価値評価（企業価値差額としての利益）との関係であるが、この点、我が国においては、配当割引モデルに基づくビーバーの定式化によって説明されているようである。すなわち、ビーバーによれば、企業価値評価は、将来の配当流列の割引現在価値によって算出されるのであるが、その将来配当流列は、[将来の配当流列←将来の利益流列←当期の純利益]という関連を通して、当期の利益情報（会計情報）から推定されるのである。そこでは、期中の会計処理によって算出された純利益額（会計情報としての利益情報）を加工することによって、将来の利益流列および将来の配当流列を推定し、企業価値評価（企業価値差額としての利益）という利用目的を遂行するわけである。したがって、純利益計算と企業価値評価（企業価値差額としての利益）との関係は、上記で想定したような会計情報（利益情報）とその利用目的としての関係とみてよいのではないだろうか。

そのことは、利益情報（会計情報）と課税所得との関係にしても、同断であろう。すなわち、会計は、ひとまず、会計の論理に従って、期中の会計処理を行なうことによって、会計情報としての利益情報を提供する。しかし、会計の論理と税法上の論理とには食い違いがあるので、会計情報としての利益情報に税法上の調整を行なうことによって、課税所得が導出されるのである。したがって、課税所得の算出は、会計情報としての利益情報の利用目的と言ってよいのではないだろうか。

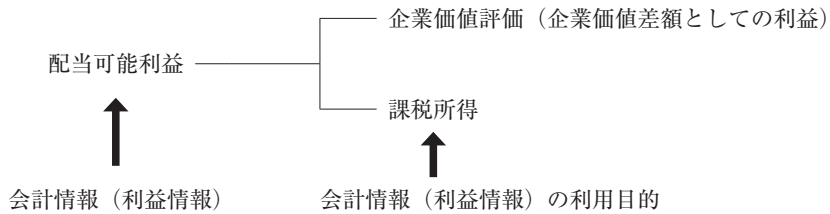
しかし、その点、配当可能利益の算出は、どうであろうか。今日、会計情報としての利益情報という概念がまずあって、それに何らかの加工ないし調整を行なうことによって、配当可能利益が導出されているのであろうか。もちろん、そうではないはずである。したがって、配当可能利益を、利益情報の利用目的と位置づけることは、困難であろう。そうだとすれば、むしろ、配当可能利益こそが、会計情報としての利益情報なのではないだろうか。

以上のように考えれば、企業価値評価（企業価値差額としての利益）・課税所得・配当可能利益の三者は、利用目的という同一平面上で対立する関係にはない。配当可能利益というのは、利益情報であり、会計情報そのものを意味しているのではないだろうか。そして、それを加工・調整して算出されたのが、企業価値評価（企業価値差額としての利益）・課税所得であるから、この両者は、正に利用目的に位置しているのではないだろうか。

以上を纏めれば、図表27のようになろう。

次に利益情報（会計情報）の利用目的と会計情報の情報特性との関係であるが、米山学説によれば、利益情報（会計情報）の利用目的が企業価値評価ないし企業価値差額としての利益（企業

<図表27>

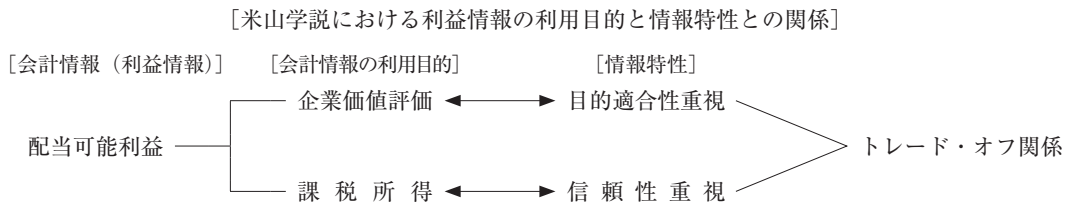


が将来生み出すキャッシュフローの予測)にある場合には、(iii-2)の冒頭の引用文の波線部分で示したように、「相対的にバリュー・レリバンズが重視される」（つまり、「目的適合性が重視される」）こととなるのである。それに対して、利益情報の利用目的が課税所得（引用文では、配当可能利益も含まれているが、ここでは、図表27に基づき、除外しておく）の場合には、点線部分で示したように、「信頼性のほうが重視される」こととなるのである。

このように、米山学説では、一方、利用目的に位置する企業価値評価（企業価値差額としての利益）が情報特性としての目的適合性と、他方、課税所得という利用目的が、信頼性という情報特性と結び付くと考えられているようである。

図表27の概念関係のもとに、以上を纏めれば、次のようになる。

<図表28>



以上のような整理を経て、上記のような図表に辿りついたのであるが、この図表を念頭において、目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係の理論的成否の問題を検討しよう。ここでは、(α)トレード・オフ関係にあるとした場合における情報特性と情報概念との関係という視点、および(β)会計情報に要請される情報特性の内容（目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係の成立可能性）という視点の2点を取上げることしよう。

まず(α)であるが、ここで問われなければならないのは、端的に言って、会計情報の利用目的にかかわる企業価値評価（企業価値差額としての利益）・課税所得という情報概念と、情報特性としての目的適合性・信頼性とは、論理的に結び付き得るのかという疑問である。すなわち、目的適合性・信頼性という概念は、会計情報を有用にする（意思決定に役立たせる）ための特性に他ならず、そもそも、会計情報にかかわっているのである。しかるに、企業価値評価（企業価値差額としての利益）・課税所得というのは、図表28によれば、会計情報レベルの概念ではなく、会

計情報の利用目的のレベルにかかわっている概念なのである。そうであるのに、企業価値評価(企業価値差額としての利益)・課税所得と目的適合性・信頼性²²⁾とが結び付き得るのであるか。そのように考えれば、目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係についても、その成立につき、疑念が生じよう。

次に(β)であるが、会計情報に関して、目的適合性と信頼性とは、トレード・オフ関係にあることは、たしかに、一般に認められている。しかし、本当に、そのように考えてしまってもよいのであろうか。その点、会計情報たるかぎり、目的適合性と信頼性とを共に具有しなければならない、というのが筆者の考えである。

今日、会計によって作成される貸借対照表・損益計算書等のいわゆる財務諸表は、一般に、会計情報とよばれている。つまり、言うまでもなく、情報の一種なのである。それが情報であるか

22) 会計情報(利益情報)の利用目的と会計情報の情報特性との結び付きに関する疑問は、逆に言えば、会計情報(利益情報)の利用目的のレベルに属する概念ではなく、会計情報のレベルに属する概念であれば、目的適合性・信頼性という会計情報の情報特性の概念と結び付き可能性も、ないではないということであろう。ここでは、その一例として、配当可能利益と業績表示利益という会計情報(利益情報)の分別を見ておこう。ただし、会計情報(利益情報)に関するこの二項対立は、旧実践において主張されたものであり、また、格別に情報特性(目的適合性・信頼性)との関連で議論されたわけでもない。しかし、当面の論点の理解に資すると思われるので、ここで取上げることにしよう。

旧実践においては、その計算目的は、配当可能利益の算出にあるとみなされていたと思われるが、そこでは、原則として、時価評価は認められず、いわゆる取得原価主義会計の論理によって規定されていたわけである。もっとも、それに対しては、時価評価の導入も、たえず要請されていたが、そのさい、その根拠として持ち出されたのが、配当可能利益に対立するものとしての業績表示利益という概念であった。したがって、配当可能利益と業績表示利益という二項対立は、利益情報(会計情報)の利用目的に関する分類ではなく、正に、会計情報(利益情報)にかかわっているのである。

したがって、これを、当面の情報特性の議論と結び付ければ、次のようになろう。すなわち、配当可能利益においては、算出された利益は、処分されることになるので、数値の信頼性が強く要請される。その点、単なる時価の変動は、その要請を充たしていないので、実現時点までは、取得原価に据え置くことになる。それに対して、時価評価の導入は、時価の動向を直ちに利益に反映させるので、業績表示という目的には適合しており(目的適合性という会計情報の特性を充足しており)、正に、業績表示利益を意味しているということになろう。

以上を纏めれば、次のようになろう。

[会計情報(利益情報)の種類]	[会計情報の特性]
配当可能利益=原価評価が基軸	…………… 信頼性
業績表示利益=時価評価の導入	…………… 目的適合性

このように、会計情報(利益情報)レベルの分類であれば、目的適合性・信頼性という会計情報の特性と結び付くことも、不可能ではないということになろう。つまり、目的適合性・信頼性といった情報特性の議論が結び付くとしたら、その相手は、会計情報レベルに属する配当可能利益・業績表示利益といった概念になるのではないだろうか。

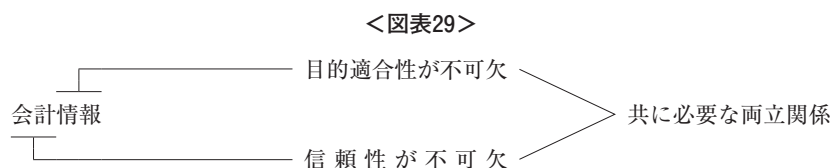
ただし、配当可能利益・業績表示利益という分類は、理論的に成立しないと筆者は考えている。それについては、種々の理由が指摘できるが、当面の会計情報の特性との関連で言えば、本文で述べたように、筆者は、会計情報に関する目的適合性と信頼性とのトレード・オフという関係に疑問を持っているからである。すなわち、会計情報は、目的適合性も信頼性も具えていなければならない、というのが筆者の考えなのである。

それとはともかく、配当可能利益と業績表示利益という二項対立に関する詳細については、笠井 [2005] (第2章3.2)を参照されたい。

ぎり、当然のことながら、意思決定に役立つものでなければならないが、そのためには、特定の意思決定の目的に適合していることが要請される。その内容が、それ以外のためにどれほど重要なものであろうとも、当該意思決定にとっての目的適合性が欠如しているなら、それは、情報とは言えなくなるであろう。その意味において、会計情報の情報という性格規定により、まず目的適合性という情報特性が、不可欠になるのである。

次に、その情報が、会計という情報であることに留意すべきであろう。会計というのは、そもそも、複式簿記に基づく、ひとつの記録機構に他ならない。つまり、企業の経済活動の全体を勘定により逐一記録したうえで、その勘定を辿ることによって、誘導的に、損益額を算出する機構なのである。そのように、勘定記録の存在を大前提にしつつ、損益計算が誘導法に基づき遂行される点に、会計という記録機構の最大の特質が認められるのである。それゆえに、損益計算の妥当性のいかに、第三者（監査人）が判断することも、可能になるわけである。かくして、会計情報という記録機構には、そうした意味において、信頼性という情報特性が要請されるのである。社会が会計に寄せている期待は、会計のこの信頼性に由来していると言っても過言ではない。そうであれば、会計情報には、信頼性という情報特性が、不可欠になるのである。

以上を纏めれば、次のようになろう。



以上のように考えれば、目的適合性と信頼性とは、けっして、トレード・オフ関係にあるのではなく、共に必要な両立関係にあるのではないだろうか。

以上の検討結果によれば、目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係は、その前提になっている（ α ）情報特性と情報概念との関係の視点からも、（ β ）会計情報に要請される情報特性の視点からも、理論的に成立し難い、というのが筆者の考えである。

（iii-3）目的適合性・信頼性と「投資に寄せられた期待」との関係

以上では、目的適合性重視の有力化によって、評価手続（時価評価）が会計に導入された、という理解自体についての理論的問題点を検討してきたが、最後に第3として、そうした理解が、そもそも、会計に関する米山学説の基本的な考え方と整合しているかどうかという点を取上げよう。

利益計算に関する現行会計ルールの特質について、米山学説は、次のように説明している（米山 [2003] 1～2ページ）。

まず第2節では、投資にどのような期待が寄せられているのかに応じて、成果のとらえか

たは大きくふたつに分かれることを指摘する。のれんの獲得と実現が期待されているかどうか、原価配分の手法が適用されるのか、それともそれ以外の手法が採られるのかに係るケース分けの指標となっていることをそこで説明する。

ここでは、配分手続（取得原価評価）か評価手続（時価評価）かを規定するのは、「投資に寄せられた期待」であると考えられているようである。こうした理解は、ここで問題にしている、目的適合性重視の有力化が評価手続（時価評価）の会計への導入の根拠になっているという見方と整合性があるのであろうか。ごく素朴に考えれば、「投資に寄せられた期待」というのは、計算対象の性質にかかわっているので、意味論の概念に属しているということになろう。それに対して、目的適合性・信頼性というのは、利害関係者の意思決定への役立ちにかかわっているので、語用論の概念に属していると思われる。したがって、成果の捉え方（評価規約）に関して、異なったふたつの規定要因が想定されているようにも理解できるのである。もしそのように考えてよいとしたら、米山学説では、成果の捉え方に関して異質の論理が混在しているということになろう。これを、どう考えたらよいのであろうか。

以上のように考えれば、評価手続（時価評価）が会計に導入されたことの根拠を、信頼性と目的適合性とのトレード・オフ関係を前提にしたうでの目的適合性重視の有力化に求めることは、一般に認められた考え方ではあるが、その理論的意義の点からも、また米山学説の基本的原理との整合性の点からも、問題なしとしない、と言ってよいのではないだろうか。

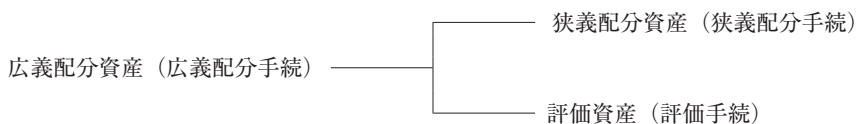
補論 2：二面的損益計算形態と一面的損益計算形態とに関する配分と同質性と異質性

米山学説は、現行会計を説明するとされる、配分と「配分と融合した評価」という分類を形成した段階で、評価の手続について、「配分の手続（期間損益の意味を重視した測定操作）と対立するものではなく、むしろ場合によっては、配分手続の一形態と位置づけられることとなる」（米山 [2003] 209ページ）と述べている。このように、評価手続（本来的には、「配分と融合した評価」手続と言うべきなのであろうが、以下では、便宜、評価手続とよぶことにする）が、配分手続の一形態となると、本来の配分手続と評価手続とを包括した上位概念も、何らかの意味での配分手続ということになろう。そこで、ここでは用語法上の混乱を避けるために、配分手続につき、狭義と広義という区別をしておこう。なお、ここでは、配分手続・評価手続が適用される資産を配分資産・評価資産ともいうことにする（つまり、配分手続・評価手続と配分資産・評価資産とを代替的に用いることにする）。

以上を示せば、図表補論 2-1 のようになる。

このように、広義配分資産に、狭義配分資産と評価資産という 2 種があるとすると、一方、狭義配分資産と評価資産との配分の仕方の相違（狭義配分資産と評価資産との種差）が明らかにされなければならないし、他方、そのふたつの配分の仕方に共通する配分の仕方の具体的な内容（広

<図表補論 2-1>

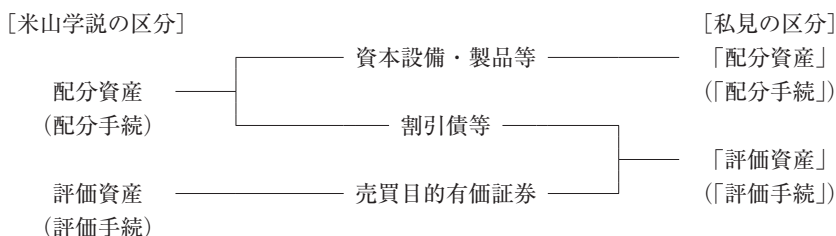


義配分資産の属性)が審らかにされなければならないはずであるが、米山学説では、ほとんど言及されていない。しかし、この点は、会計の全体像を理解するために、きわめて重要であると筆者は考えているので、筆者には、大いに関心がある。そこで、米山学説の検討とは少しく離れるが、この点に関する私見を述べることにしたい。補論で取扱う所以である。

なお、Ⅲ(1)で論じたように、狭義配分資産と評価資産とに属する勘定科目について、筆者は、米山学説とは見解を異にしている。そこで、筆者の用語法を区別しておきたい。すなわち、私見では、割引債等の満期保有目的金融資産は、売買目的有価証券と同じカテゴリーに属しているので、このカテゴリーについては、ここでは、カッコを付して、「評価資産」(「評価手続」と表記することにする。他方、割引債等の満期保有目的金融資産を除いた配分資産(配分手続)は、カッコを付して、「配分資産」(「配分手続」と表記することにしよう。

以上を纏めれば、次のようになろう。

<図表補論 2-2>



以下の議論においては、具体的に、「配分資産」の代表例としての商品と、「評価資産」の代表例としての割引債とを用いて説明するが、この割引債に関する議論は、そのまま、売買目的有価証券にも該当することに留意されたい。

以上のような用語法を前提にして、以下では、私見を述べるが、まず(1)において、問題の所在を纏める。そのうえで、(2)において、商品と割引債との損益計算の形態の相違を、そして(3)において、商品と割引債とに共通する損益計算の構造を検討する。

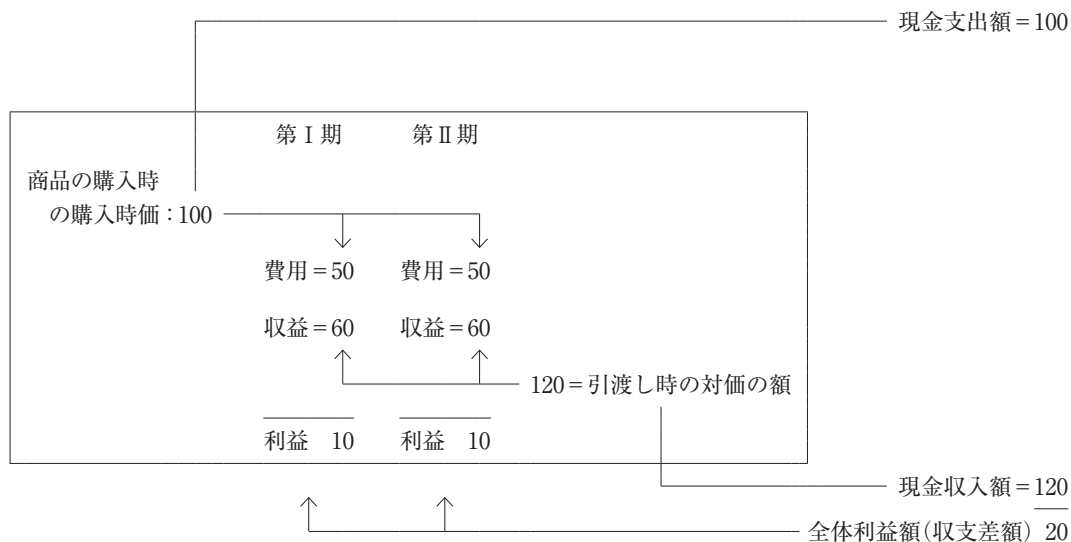
(1) 問題の所在

まず、商品および割引債に関する期間損益計算上の利益額の在り方を、全体利益額との関係において見ておこう。商品に関しては、第Ⅰ期期首に単価50の商品を2個購入し、第Ⅰ期期末および第Ⅱ期期末に、それぞれ1個を60で現金販売したとすれば、全体利益額と期間利益額との関係

は、次のようになろう。

<図表補論 2-3 >

[商品に関する全体利益額と期間利益額との関係]



ここでは、全体利益額20 (=120-100) は、期間利益額の総和20 (=10+10) と一致している。つまり、全体利益額20が、期間損益計算上の利益額として、各期に配分されているわけである。

その点、割引債の場合には、どうであろうか。いま、2年後の第II期期末(会計期間は1年)に121の償還額が約定されている割引債を、第I期期首に100で購入したとする(つまり、利子率は10%)。これを、償却原価法(利息法)で処理したとすれば、図表補論2-4のようになろう(DCF:割引現在価値)。

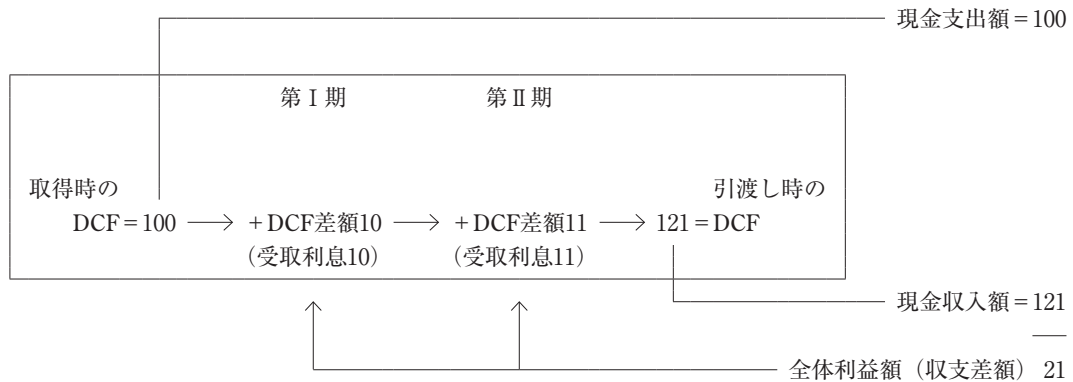
以上のように、割引債についても、その全体利益額21 (=121-100) は、期間利益額の総和 (=10+11) に等しいのである。そのかぎり、商品と同様に、割引債についても、全体利益額21が、期間損益計算上の利益額として、各期に配分されているのである。この論理は、言うまでもなく、売買目的有価証券にも該当するはずである。

このように、シュマーレンバッハのいわゆる一致の原則に基づけば、割引債および売買目的有価証券を包括する「評価」カテゴリー(あるいは、売買目的有価証券を意味する評価カテゴリー)についても、一種の配分がなされているとみなすことには、十分な合理性があるのである。

しかし、共に、配分という同一の計算構造をもつとしても、問題は、図表補論2-3における商品の形態と、図表補論2-4における割引債のそれとに、どのような相違があるのか、および、その両者に共通する計算構造とは、何なのかという点である。そのことが、問われなければならないのである。そこで、この点を、それぞれ(2)および(3)において検討することにしたい。

<図表補論 2-4 >

[割引債に関する全体利益額と期間利益額との関係]



(2) 商品（「配分資産」）と割引債（「評価資産」）との損益計算形態上の相違

(i) 商品（「配分資産」）の損益計算形態上の特質

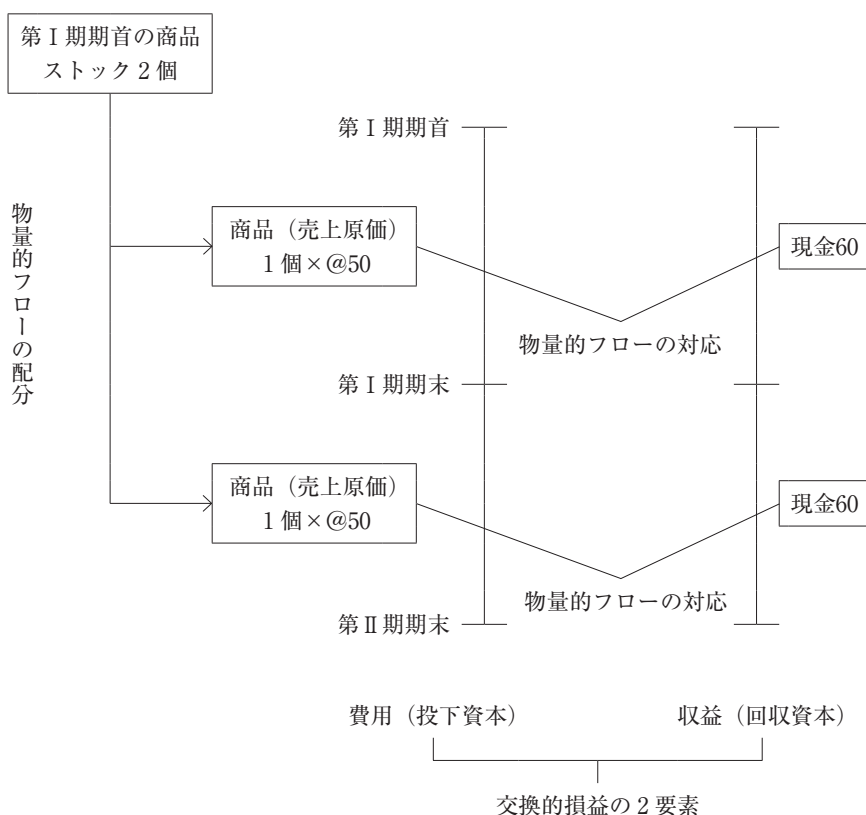
ここでは、商品（「配分資産」）と割引債（「評価資産」）との損益計算形態上の相違を組上に載せよう。まず、商品（「配分資産」）であるが、これは、言うまでもなく、価値生産活動に属している。この価値生産活動というのは、第三者のために有益な財貨を人間労働力を用いて産出する経済活動であるから、その経済財を市場に引渡すと同時に、その対価を獲得する。このように、その損益は、「交換的損益」という特質を帯びている。したがって、会計上の損益計算においては、経済財の引渡しという犠牲（費用）と対価の受取りという成果（収益）とのふたつの要素が随伴する。つまり、不可避的に、収益と費用とにかかわる「二面的損益計算形態」をとるのである。そして、その引渡された経済財（実物財）は、人間労働力によって産出されたものであるから、その実体はいわば人間労働力であり、そのかぎり、その出入りには、フロー（物量的フロー）が、随伴すると言ってよいであろう。このように、価値生産活動の損益計算については、損益の性質としては（経済財の引渡しと対価の獲得との）交換的損益であること、その損益計算の形態としては（収益と費用との）二面的損益計算形態であること、そして引渡された経済財（実物財）には物量的フローがあること、といった特質が、認められるのである。なお、費用については、いろいろな考え方があり得ようが、現行会計の特質が、原価＝実現原則として定式化されていることを念頭において、ここでは、当面、取得原価で測定されることを前提としておこう。

こうした特質をもつ価値生産活動の損益計算については、一般に、配分手続によって説明されているようである。すなわち、いわゆる費用性資産は、一方、取得原価で評価されつつ、その費消分をメルクマールとして各期に費用として配分される。他方、実現概念によって規定された収益（対価）との対応により、利益額が決定されるのである。

いま、先の事例に基づき、その損益計算の形態を示せば、次のようになろう。

<図表補論 2-5>

[価値生産活動に関する交換的損益の計算形態]



こうした価値生産活動の損益計算に関する特質を、ここでは、次の3点に纏めておこう。すなわち、①収益と費用というふたつの計算要素があること、②その収益と費用とが、同一時点（あるいは同一期間）で対応させられていること（利益は、その収益と費用との差額として算出されること）、そして③その費用につき、物量的フローがあること（収益についても同じことが言えるが、ここでは、度外視する）、という3点である。そのことは、上の図表から既に明らかであろうが、重要なことなので、さらに確認しておこう。

まず①であるが、価値生産活動が交換的損益という特質を帯びているいじょう、商品の引渡し（費用）と対価の受取り（収益）というふたつの要素をもつことになる。今日、配分手続は収益費用観に属するとみなされているので、収益と費用というふたつの計算要素があることは、ごく当り前のこととみなされがちであるが、けっして、そうではない。次に述べる資本貸与活動（金融活動）の存在を視野に入れるかぎり、収益および費用というふたつの計算要素により損益計算が遂行されることは、けっして会計一般の特質ではなく、価値生産活動（における交換的損益）に特有の性質なのである。

そのように、ふたつの計算要素によって損益計算がなされるいじょう、その収益と費用とは、

同一時点（あるいは同一期間）において生起していなければならない。両者が異なった時点（期間）に発生したものであるなら、それらに対応させたところで、妥当な損益計算にはなり得ないことは、明らかであろう。これが、②の特質に他ならない。

最後に③であるが、費用と収益とによって独立的に損益計算が可能であるためには、費用というフロー額自体が、自律的に算出可能でなくてはならない（収益についても同じことが言えるが、当面、度外視する）。フローとストックとの関係という視点からすれば、フローがまず自律的に決定され、その結果としてストック額が導出されるという関係（つまり [フロー→ストック] という関係）になくてはならない。

その場合、フローが自律的に決定されるということの具体的な意味が、問われなくてはならない。この点、そのフローが、物量的フロー性を具えていなければならないと筆者は考えている。仕訳によってこの点を確認すれば、例えば図表補論2-5の第I期中の商品販売にさいしては、[売上原価50, 商品50]と仕訳されるが、その売上原価という費用には、現実には、商品の減少という物量的フローが随伴している。つまり、50という評価額が付された商品という1個独立の経済財が、²³⁾ 現実に流出しているのである。このように、費用という計算要素が、物量的フローによって把握され得る点に、価値生産活動に関する損益計算の著しい特質があるのである。

そこで、問題は、金融資産に属する割引債の損益が、こうした特質を帯びているかどうかである。今日の通説である配分手続と評価手続という二項対立の枠組によれば、償却原価で評価される割引債は、取得原価で評価される製品・商品等とまったく同じ意味合いにおいて、配分手続に属するとみなされている。しかし、そうした理解の妥当性は、けっして論証されているとは言えない。そこで、ここで改めて、検討しなくてはならないのである。

(ii) 割引債に関する損益計算形態上の特質

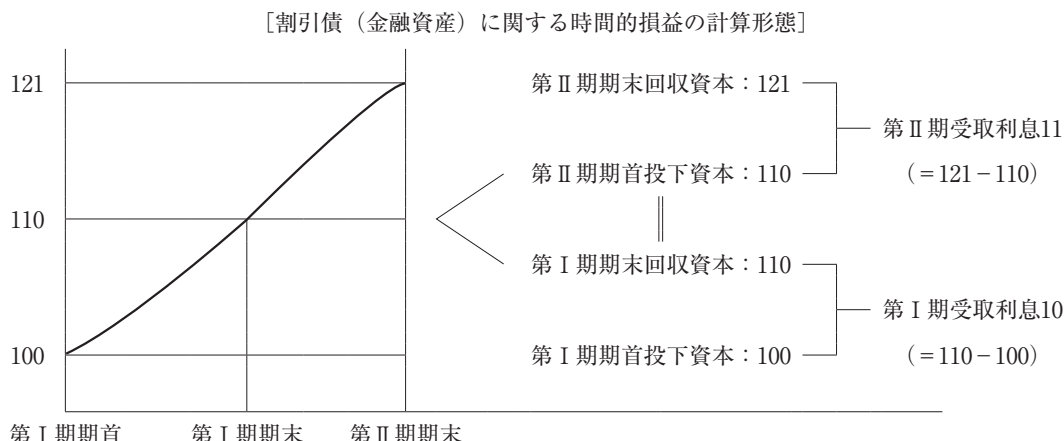
そこで、今日の通説的な考え方に囚われることなく、先の事例によって、割引債に関する損益計算の形態を筆者なりに描けば、図表補論2-6のようになる。

金融資産というのは、人間労働力によって産出されたものではない。単に、何らかの将来のキャッシュフロー獲得の期待が、社会的にひとつの価値を認められ、資産概念を構成したものに他ならない。したがって、金融資産は、そうした期待価値を評価時点の価値に引き戻した割引現在価値で評価されなければならない。つまり、金融資産には、本来、評価時点のストック価値しか存在しないのである。

そうした金融資産の特質の論理必然的な結果として、2時点間の（期首と期末との）ストック価値の差額（ネット額）が、損益を形成するのである。したがって、そこでは、受取利息あるいは保有利得という1個の計算要素しか存在せず（ここでは、この受取利息あるいは保有利得を利得

23) 収益については、例えば掛売りの場合、一般的には、[売掛金××, 売上××]と仕訳される。しかし、この売掛金が販売に伴う信用供与（いわゆる流通信用）であることを考えると、その仕訳は、[現金××, 売上××] [売掛金××, 現金××]の省略形とみてもよいであろう。したがって、収益（売上）についても、現金という物量的フローが随伴しているのである。

<図表補論 2-6 >



(赤字の場合は損失)とよび、価値生産活動に関する収益・費用と峻別することにする), その受取利息あるいは保有利得は、理論的には、期首と期末とのストック価値の差額(ネット額)としてのみ算出され得る、という点にはくれぐれも留意されたい。そして、このように、各時点におけるストック価値しかないということは、逆に言えば、フロー(物量的フロー)が存在しないということに他ならない。

価値生産活動に属する商品との対比において、資本貸与活動に属する金融資産(割引債)の損益計算上の特質を挙げれば、①利得(損失)というひとつの計算要素しか存在しないこと、②その利得(損失)は、理論的には、期首と期末とのストック価値の差額としてのみ算出されること、そして③その利得(損失)には、フロー(物量的フロー)が存在しないこと、の3点に纏められるであろう。以下、この3点について、若干説明しておこう。

まず①であるが、割引債については、その受取利息の計上にさいし[割引債××, 受取利息××]と仕訳されるが、そこでは、損益計算の要素としては、受取利息という利得しか存在しない。この点で、収益と費用というふたつの計算要素が随伴する、価値生産活動に属する商品等とは、根本的に異なった損益計算の形態をもっているのである。計算要素がひとつしかないということの原因は、割引債の損益が時間的損益という特質を帯びている点に求められる。すなわち、図表補論2-6から明らかなように、そこでは、計算対象になっているのは、価値生産活動のように引渡し商品とその対価というふたつの経済財ではなく、割引債という経済財だけなのである。そして、その唯一の経済財たる割引債の債権価値が、資本の貸与という経済行為を時間的に継続することによって、その利息分だけ、漸次増加してゆき、その2時点間(期首と期末との間)の債権価値の差額が、割引債の損益となる。このように、同一財のストック価値の時間的増加額が、受取利息という損益を構成する、という割引債の損益生成の特殊性のゆえに、計算要素がひとつしか存在しないのである。

したがって、利息収益とか利息費用とかといった用語は、価値生産活動との類似性を暗示し、

理論的混乱を招くものでしかあり得ない。

交換的損益であるがゆえに、対象となる経済財がふたつあり、その結果として、収益と費用というふたつの計算要素をもつ価値生産活動と、時間的損益であるがゆえに、対象となる経済財はただひとつであり、時間の経過に伴うそのストック価値の増減差額が損益となり、したがって、利得（損失）という唯一の損益計算要素しか生じない資本貸与活動との識別は、妥当な会計理論の構築のために、根本的に重要なのである。この識別がなされていないことが、今日の会計理論の混乱を招いているのである。

次に②であるが、そのように計算要素が異なっているいじょう、その損益計算の形態も、当然のことに、価値生産活動とは異なってくる。つまり、価値生産活動のように、費用と収益というふたつのフロー（引渡し材というアウトフローと対価というインフロー）を同一時点（同一期間）で対応させることによる形態の損益計算の遂行は、不可能になる。資本貸与活動の損益が時間的損益という特質を帯びているいじょう、期首ストック額と期末ストック額との差額によって、損益計算が、遂行されることになる。すなわち、割引債は、当初の利率によって算出された割引現在価値、つまりいわゆる償却原価によって評価されるのであるが、この償却原価という割引現在価値は、問題になっている時点までの元利合計額に他ならない。したがって、期末時点の割引現在価値と期首時点のそれとの差額は、その期間に発生した利息額を意味しているのである。

この点を図表補論2-6によって確認しておこう。例えば第Ⅱ期期末の割引現在価値121の内訳は、[元金100+第Ⅰ期受取利息10+第Ⅱ期受取利息11]であり、第Ⅰ期期末（第Ⅱ期期首）の割引現在価値110の内訳は、[元金100+第Ⅰ期受取利息10]であるから、そのストック差額は、第Ⅱ期受取利息11に他ならない。

最後に③の特質を検討の俎上に載せよう。割引債の受取利息は、以上のように、割引債の2時点のストック評価差額、例えば第Ⅱ期で見れば、第Ⅱ期の期末時点の割引現在価値と期首時点の割引現在価値との差額（ $11=121-110$ ）として算出されると筆者は考えている。しかし、一般的には（つまり、配分手続によれば）、受取利息は、期首ストック評価額に利率を掛けることによって（例えば第Ⅱ期で見れば、 $[110 \times 0.1=11]$ として）算出されるとみなされているようである。つまり、配分手続によれば、まず[割引債11, 受取利息11]というフローが自律的に決定され、次いで、そのフロー額11を期首ストック評価額110に加算することによって、期末ストック額121が算出される、と理解されているようである。こうした算出の順序によれば、フロー額の自律的決定を待ってストック額が算出されるわけであるから、配分手続に属していることになろう。

このように、配分手続によれば、受取利息というフローがいわば既知数、期末ストック額が未知数なのである。それに対して、上述した筆者の考え方によれば、既知のふたつのストック評価額から、受取利息という未知のフロー額を算出するのであるから、「評価手続」に属するということになろう。どちらの見方が、妥当なのであろうか。③は、実は、この論点にかかわっているのである。

受取利息の金額については、たしかに、形式的には、ストック差額としても算出できるし、利子率を用いたフローそれ自体を算出できるとも言えないでもない。例えば、第Ⅱ期の受取利息額についてみてみれば、次のようになる。

<図表補論 2-7>

$$\begin{aligned}
 \text{第Ⅱ期末ストック額} - \text{第Ⅰ期末ストック額} &= 121 - 110 \\
 (\text{第Ⅱ期期首ストック額}) &= 121/1.1^0 - 121/1.1^1 \\
 &= 121(1.1 - 1)/1.1^1 \\
 &= 121/1.1^1 \times 0.1 \\
 &= 110 \times 0.1 = \text{第Ⅰ期末ストック額} \times \text{利子率}
 \end{aligned}$$

以上のように、第Ⅱ期の受取利息の金額については、たしかに、2時点のストック差額（「評価手続」）としても、利子率を用いたフローそれ自体の額（配分手続）としても、算出できる。通説である配分手続は、このうちの利子率を用いたフロー額それ自体の算出の側面に着目して、このフロー額自体がいわば自律的に（ストック額とは別に）決定されることによって初めて、期末ストック額が算出されるのであるから、配分手続に属しているとみなしているのであろう。しかしながら、ある数値が、二通りに算出できるからと言って、フローとストックとの本質的關係が二通りあるとみなしてしまってよいのであろうか。

問題は、受取利息が自律的に決定される、ということの実体的な意味である。価値生産活動に関する商品の場合には、図表補論 2-5 に示したように、例えば第Ⅰ期期中の費用に関する仕訳〔売上原価50, 商品50〕において、50という評価額が与えられた、ひとかたまりの商品の現実の流出があった。つまり、物量的フローが、現実に存在したのである。そして、会計を誘導法に基づく記録のシステムとしてみるかぎり、この売上原価というフローが決定されないかぎり、期末のストック額は、定まらない。図表補論 2-5 の場合、第Ⅰ期のアウトフロー額が50なので、第Ⅰ期末額は50になるが、仮に第Ⅰ期のアウトフローが100であるとすれば、記録のシステムとしては、その額の決定を待って初めて、0という第Ⅰ期末額が導出されるのである。このように、価値生産活動に関する商品等においては、記録としては、商品等の物量的フローが自律的に決定され、その結果として、期末ストック額が導出されるのである。したがって、商品の場合においては、フローが自律的に決定されるというとき、その自律的という用語は、物量的フローの存在を含意しているのである。

この点、割引債の場合には、どうであろう。例えば第Ⅱ期末の〔割引債11, 受取利息11〕という仕訳において、〔売上原価50, 商品50〕と同じように、11という評価額が与えられた、ひとかたまりの割引債が、現実に流入したのであろうか。③の特質に留意するかぎり、そうではないはずである。すなわち、この割引債11には、物量的フローなど、随伴していない。〔割引債11, 受取利息11〕という仕訳は、単に、割引債という同一財の評価額を、110から121にするためのものにすぎない。すなわち、翌期の損益計算を可能にするためには、割引債勘定に、翌期の期首ストック額が記録されていなければならないが、この仕訳は、そのためになされた割引債勘定のい

わば修正仕訳に他ならない。その点で、売却（商品の引渡し）という物量的フローの存在を表現している [売上原価50, 商品50]（および [現金60, 売上60]）という仕訳と、本質的に異なっているのである。

以上のように、[割引債11, 受取利息11]という仕訳における割引債11には、物量的フローが欠如しているため、自律的に決定されているとは言えない。単に、期末ストック額と期首ストック額との差額を意味しているにすぎないのである。したがって、本質的には、配分手続という計算方式ではあり得ず、「評価手続」に属しているのである。

この点はきわめて重要なことなので、そのことを、既知数と未知数との関係という視点から、さらに検討しておこう。それを示せば、次のようになるだろう。

<図表補論2-8>

第Ⅰ期期末の商品ストック額

$$(イ) \quad \text{期首ストック額}100 - \text{第Ⅰ期中流出額}50 = \text{第Ⅰ期期末ストック額}50$$

(物量的フロー)
(自律的決定)

↑

既知数

↑

未知数

— 配分手続

第Ⅱ期期末の割引債ストック額

$$(ロ) \quad \text{期首ストック額}110 + \text{受取利息額}11 = \text{期末ストック額}121$$

↑

既知数?

↑

未知数?

— 配分手続

$$(ハ) \quad \text{期末ストック額}121 - \text{期首ストック額}110 = \text{受取利息額}11$$

↑

既知数

↑

既知数

↑

未知数

— 「評価手続」

商品の場合、第Ⅰ期期中における流出が、現実に存在する（つまり物量的フローがある）ので、期中流出額は、その自律的決定が可能である。ここでは、それを既知数化とよんでおこう。それに対して、第Ⅰ期期末額は、第Ⅰ期期中における流出額の既知数化を待って算出される。逆に言えば、第Ⅰ期期中の流出額が定まらないかぎり、その数値は、記録的には不明なのである。つまり、第Ⅰ期期末額は、未知数に他ならない。そうした関係を示している上の図表の(イ)が、配分手続 [フロー→ストック] に他ならない。

割引債は、一般的には（つまり、配分手続・評価手続という枠組によれば）、配分手続に帰属しているとみなされているので、(イ)と同じ関係になくはならない。それを示したのが、(ロ)である。そこでは、受取利息額を、ストック差額としてではなく、利子率を媒介として算出しているので、ストックとは関係なく自律的に決定されたとはいえないこともない。そのかぎりでは、既

知数ということになろう。そして、それを加算することによって、割引債の第Ⅱ期期末額が導出されたのであるから、そのかぎりでは、割引債の第Ⅱ期期末額は、未知数だったと言えるのかも知れない。このように、(ロ)は、第Ⅱ期期末ストック額が受取利息額の決定を待って算出されたいじょう、加算と減算との相違はあれ、(イ)と同型であることになる。

明言されているわけではないが、割引債は、こうした論理で、配分手続に属するとみなされているのではないだろうか。しかし、(ロ)におけるこうした論理は、本当に成立するのであろうか。結論的には、こうした論理は、成立しないと筆者は考えている。この(ロ)には、受取利息の自律的決定性(既知数性)および第Ⅱ期期末ストック額の未知数性のいずれについても、問題なしとしない。このうちの前者は、既に述べた③物量的フローの存否の問題に他ならない。つまり、[割引債××, 受取利息××]という仕訳には、物量的フローが欠如しているので、その数値を自律的に決定することは、理論的に不可能なのである。ある数値を自律的に決定することと、その数値を何らかの数式によって独立的に算出し得ることとは、けっして同じことではないのである。

その点を明らかにするために、ここでは、後者の第Ⅱ期期末ストック額の未知数性の問題を取上げよう。割引債の第Ⅱ期期末ストック額は、この時点で、本当に未知数なのであろうか。受取利息額の算出を待って初めて、その数値が判明するのであろうか。

こうした理解は、割引債の評価額が割引現在価値であることを考えれば、理論的に成立しないことは明らかであろう。すなわち、将来キャッシュインフローの時期・金額、および利子率が与えられれば、直ちに、各時点の評価額は、定まるはずである。第Ⅱ期期末における121のキャッシュインフロー額、および10%の利子率が確定した段階で、直ちに、第Ⅱ期期末額、第Ⅰ期期末額、そして第Ⅰ期期首額は、それぞれ、121, 110, そして100と一義的に定まってしまうのである。したがって、第Ⅱ期の受取利息額を算出している時点において、第Ⅱ期期末ストック額は、けっして未知数ではなく、既知数なのである。そうであれば、[第Ⅱ期期首額110+受取利息額11=第Ⅱ期期末ストック額121]という演算は、「第Ⅱ期期首額110に、受取利息額11を加算して、第Ⅱ期期末ストック額121が算出された」(A)ということではなく、「第Ⅱ期期首額110に、受取利息としていくら加えたら、第Ⅱ期期末ストック額121になるのか」(B)ということの意味しているのではないだろうか。このBという命題は、論理的には、「第Ⅱ期期末ストック額121から第Ⅱ期期首額110を差し引けば、いくらになるのか」という命題に転換できるのであろう。つまり、第Ⅱ期期末ストック額121および第Ⅱ期期首額110は、既知数であり、フロー額である受取利息11が、未知数なのである。

こうした理解のほうが、割引債の損益の産み方にそぐっていると言ってよいであろう。図表補論2-8(ハ)が、こうした理解の仕方を示したものに他ならない。そこでは、ふたつのストック額からフロー額が導出されているのであるから、配分手続ではなく、「評価手続」なのである。

(iii) 小括

上記では、商品と割引債とについて、その配分の仕方の相違を検討したが、結論的には、価値

生産活動にかかわる前者の「配分資産」（「配分手続」）は二面的損益計算形態という特質を、他方、資本貸与活動（金融活動）にかかわる後者の「評価資産」（「評価手続」）は一面的損益計算形態という特質を具えているのである。売買目的有価証券についても、時価差額という投機的損益の獲得を企図しており、したがって、交換的損益としての売却損益は生ずることなく、もっぱら時間的損益としての保有損益が生ずると考えれば、その損益計算形態は、一面的損益計算形態を帯びているのである。

したがって、商品等の「配分資産」（「配分手続」）と、割引債・売買目的有価証券等の「評価資産」（「評価手続」）との種差は、二面的損益計算形態と一面的損益計算形態という配分の形態の相違（配分の仕方の相違）にあるとみてよいであろう。

しかし、その両者が、配分の形態（配分の仕方）の相違はあるにしても、共に配分と言い得るとしたら、その配分（広義配分手続）概念の具体的内容が、次に、問われなければならない。この点を、（3）で検討しよう。

（3）商品（「配分資産」）と割引債（「評価資産」）とに共通する損益計算構造上の特質

商品（「配分資産」）と割引債（「評価資産」）とには、（2）で見たように、配分の仕方に関して、二面的損益計算形態と一面的損益計算形態という相違があるのであるが、しかし、それが、共に配分であるいじょう、他方で、商品（「配分資産」）と割引債（「評価資産」）とには、共通の特質があるはずであり、したがって、その具体的内容が、問われなければならない。結論的には、それは、伝統的会計理論においても主張されていた投下資本回収計算という性格を意味していると筆者は考えている。そこで、商品（「配分資産」）および割引債（「評価資産」）に見られる投下資本回収計算性の具体像を描いておこう。

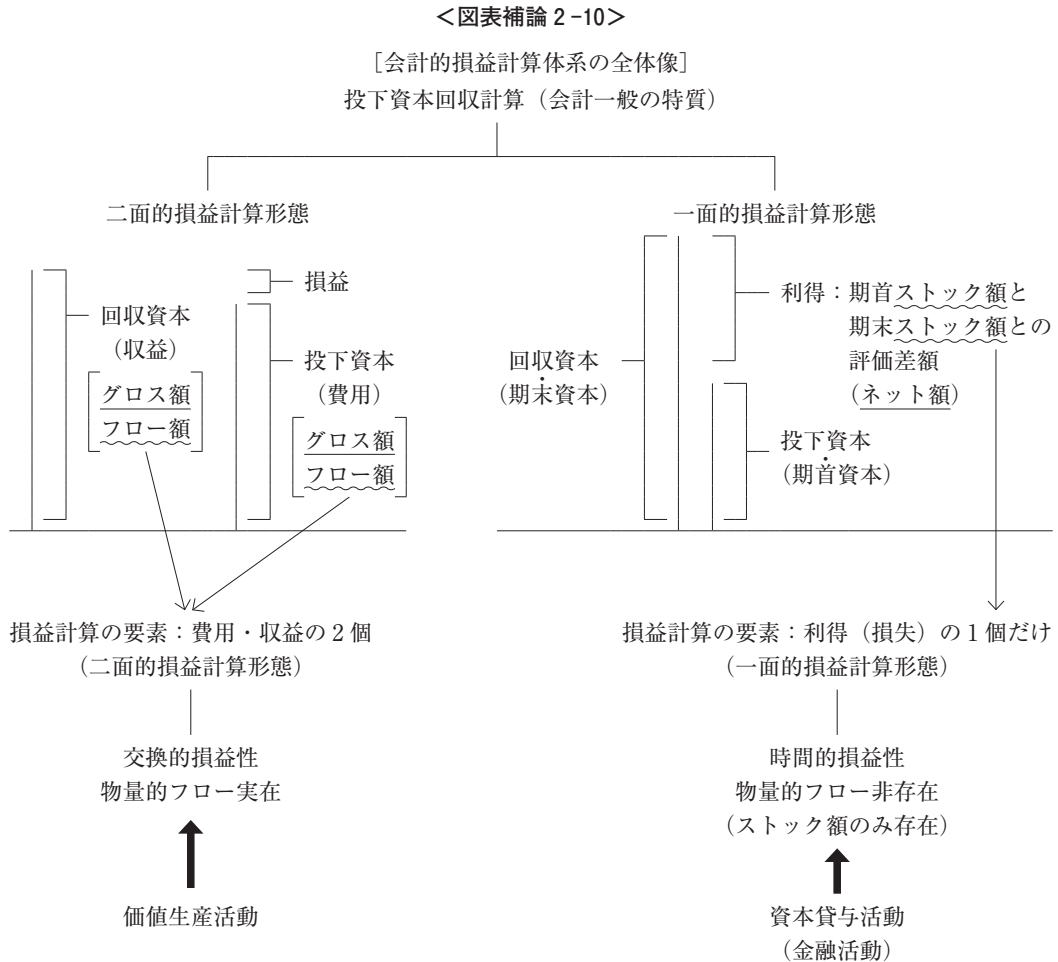
まず商品（「配分資産」）であるが、図表補論2-5を念頭におきながら、この投下資本回収計算という視点から、価値生産活動に関する損益計算の構造上の特徴をみておこう。価値生産活動については、費用と収益とが、前述のように、分離独立しているので、その費用と収益とに、投下資本額と回収資本額とを分担させることが、理論的に可能となる。しかし、そのことは、けっして、会計一般の特徴ではなく、二面的損益計算形態をとる価値生産活動の損益計算に特有のものなのである。すなわち、費用と収益とが分離独立し、費用が引渡し商品という犠牲分の表現、つまり投下資本額の表現を分担しているいじょう、収益は、回収資本額を表示しているのである。このように、投下資本額と回収資本額とが、それぞれ費用と収益という別個独立の計算要素によって分担されている点に、価値生産活動に関する損益計算固有の特質が認められるのである。

次に、割引債（「評価資産」）であるが、この損益は、図表補論2-6で見たように、同一財のストック評価額の2時点差額として算出されるのであるが、ここでは、この点を、投下資本回収計算という視点から見ておこう。筆者は、この投下資本回収計算性を会計一般の特質と考えているので、この割引債（金融資産）も、この性質を具えているはずである。しかし、価値生産活動が二面的損益計算形態であったのに対して、割引債（金融資産）は一面的損益計算形態なので、その投下資本回収計算性にしても、図表補論2-5に示したような価値生産活動におけるそれとは、

て、損益は、前者については費用額と収益額との差額として、後者については期首ストック額と期末ストック額との差額として算出されるのであるが、その費用額と期首ストック額とは、いずれも投下資本額を意味しているし、その収益額と期末ストック額とは、いずれも回収資本額を意味しているのである。したがって、「配分資産」の二面的損益計算形態と「評価資産」の一面的損益計算形態とは、投下資本回収計算という共通の性格が、認められるのである。

なお、こうした二面的損益計算形態と一面的損益計算形態という配分の仕方に関する相違は、交換的損益・時間的損益という損益の性質の相違および物量的フローの存否の相違を媒介として、価値生産活動・資本貸与活動（金融活動）という損益産出活動の相違に通底していることには、くれぐれも留意しなければならない。

その点を念頭において、筆者が抱いている会計的計算体系の全体像を示せば、次のようになる。



参 考 文 献

- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010a]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅰ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010b]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2011a]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——特別修繕引当金（1）——」『三田商学研究』第54巻第2号
- 笠井 [2011b]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——特別修繕引当金（2）——」『三田商学研究』第54巻第4号
- 笠井 [2012]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（1）——」『三田商学研究』第55巻第5号
- 笠井 [2013a]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（2）——」『三田商学研究』第55巻第6号
- 笠井 [2013b]：笠井昭次稿「いわゆる金融資産の会計処理の再構成」『三田商学研究』第56巻第3号
- 笠井 [2013c]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（1）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第4号
- 笠井 [2013d]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（2）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第5号
- 笠井 [2018]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（1）——」『三田商学研究』第61巻第5号
- 笠井 [2019]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——斎藤学説（4）——」『三田商学研究』第62巻第5号
- 笠井 [2020]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——斎藤学説（5）——」『三田商学研究』第62巻第6号
- 斎藤 [1999]：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
- 米山 [2003]：米山正樹著『減損会計——配分と評価——（増補版）』森山書店